府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項並びに第七条第一項及び第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第八条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　菅　　直人
厚生労働大臣　長妻　　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号チ中「ヨまで」の下に「及びソ」を加え、同号に次のように加える。

リ　令第八条第一項第一号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、法第二条第二項第三十五号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあっては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る令第八条第一項第三号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又は代表者等の本人確認（チに規定する方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

第三条第一項第三号ニ中「第一号チ」の下に「又はリ」を加える。

第六条第一項第一号に次のように加える。

ハ　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約の締結又は同項に規定する発行保証金信託契約若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該発行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立

ニ　資金決済に関する法律第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約の締結又は同項に規定する履行保証金信託契約若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該履行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立

第六条第一項第七号ハ中「第八号及び第十二号」を「第九号及び第十三号」に改め、同号に次のように加える。

ニ　現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又は代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

第六条第二項第二号中「前項第十二号イ」を「前項第十三号イ」に改める。

第十四条第六号中「第十五号まで」の下に「及び第二十八号の二」を加える。

附　則

この命令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　　直人
文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

（対内直接投資等に関する命令の一部改正）

第一条　対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一、第二、第六及び第七中「銀行等」の次に「又は資金移動業者」を、「第17条」の次に「（第17条の3において準用する場合を含む。）」を加える。

（外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六三の項中「第二十五条」を「削除」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七による届出書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七による届出書を取り繕い使用することができる。